

《資 料》

ヤーコプ・グリムのサヴィニー宛書簡
(1814年10月29日付)— 『立法と法学に対する現代の使命』と
『法の内なるポエジー』 —

堅 田 剛 (訳)

〔1814年10月12日、サヴィニーはヤーコプに新著『立法についての現代の使命』(Über den Beruf unserer Zeit zur Gesetzgebung)¹⁾を送り、こう書き添えた。「貴方の意見を詳しく書いてください。それをとても楽しみにしています。というのも、総じて人間的な心情と感覚でもって何かを読んでくれる人といえば、私にはあなたと弟さんのほかに思いつかないからです。〕

ウィーン、1814年10月29日

サヴィニー先生、まずは御息の誕生日をしっかりと覚えて忘れないことにしましょう²⁾。9月19日は、ちょうど私の亡き父が生まれた日でもあるからです。まだ洗礼名を教えていただいていませんが、名前と同じく何かを知ることができるでしょう。

さて、心のこもった御論文に何千もの感謝。それは私を元気づけてくれました。1.) 御論文は、先生がお書きになったものだけにまったく先生そのものですが、重苦しく困難で苦勞の多い侘びしい時代にあって、かつてのように、再び力強く喜ばせ慰めてくれるものでした。2.) というのも、祖国の問題について先生の声をここに公然と聞くことは、私にとって格別に価値があり正しいことだからです。3.) 御論文は、私が携わりこのところ何度も考えてきた研究とも重なり、私が大切にしている若干の思いを支えるものでもあります。私の喜びがいかに倍加されたかは、申すまでもありません。先生と別れた道で、これ

まで予想もしなかった道で、先生に再会できることを望めるなどとは。今一度告白することが許されるならば、いつ何時でも親しくお叱りを受けたいものです(当然ながら、私のかなり怪しい、法律学的な技能のゆえにではなく、私が乗り越えるべき、先生とその教えに対する個人的な依存のゆえに)。もしも同じことがまったく違う道で別の仕方で見られるならば、一方にとってはなんら望ましいものではなく、さだめし何か正しいものとしてそこに留まるにすぎないことでしょう。すでに先便(レーゲンスブルクからの)によって御承知のことと思いますが、私は御論文の中の若干の主要な文章については納得しております。ティボー³⁾の誤謬は、今思い出すかぎりでは、理論と実務と呼ばれるものについての誤解にあったと思います。両者は、粗雑な方法で(月並みな法律の立案のように)和解させられたり接近させられたりするだけでなく、意味ありげに浸透させられているかのようです。このことはむしろどぎついほどに表現されておりましたが、私が思うには、先生が率直にも実務と理論の精神的な一致を受け入れたり望まれたりされているかぎりでは、先生のお気持ちの中でも擁護されております。私たちにとってローマ法が疎くなっていることと、ゲルマン法が新たに教えられるべきだということとは、私には同じくらい疑いのないことです。私たちの新しいドイツ的な立法については、私はそれができるだけ先延ばしされることを望みますし、領邦的な法律についてはできるだけ維持されることを望みます。しかしながら、若干の断固として一般的なドイツ的法律の可能性が、私の目前にはっきりと登場してきました。これについて、私は根本的に明らかにしております。立法のためには時間が無力であるということと法が発生するというところを、先生は卓抜に書いておられます。御論文の第三の主たる論点(当面おこなうべきことの提案)については、私はあまり述べることはできません。せいぜい第二の論点について述べるだけです。

【全体と個別の有機的關係】

3頁⁴⁾。全体の中で生きていること、これについては、一方が他方の条件で

あるということとして、私も同様に理解しています。しかし、ここでは全体と個別の双方に対して、いかに信じがたいほどにドイツを忘れるという罪が犯されているかにつき、見たり聞いたりするにちがひありません。これについては以下で詳しく述べます。

【法と習俗および言語の等置ないし同置】

8頁、9頁。法と習俗および言語の等置ないし同置は、確固としておりまったく決定的なことです。これは全頁にわたって貫かれておりますが、いわゆる自然法を受け入れることはさらに不可能になるにちがひありません。法は言語や習俗と同じく、その起源や有機的に生き生きとした発展によれば、民族適合的なものなのです。法は言語や習俗から切り離して考えることができず、これらすべては、人間を超えた力によって、互いに内的に浸透し合っているのです。したがって、言語や詩歌を創作しようとするのは無意味でしょうし、同様にして、人間がその一面的な理性でもって法を発見することもできません。法は、大地で生育するように、新鮮かつ穏和にはびこっているものだからです。空疎な虚構や虚偽は、どこでも空しく取るに足らないものです。文法学者や詩人の場合においてさえもです。歴史や民間伝承(端的にいえば=掟：書かれざる慣習)そのものは、活気や事実をともなって万人の上に位置する、個々人の(=丁寧に語られた注目すべき、実務的な法的事例にとっての)伝記なのです。しかし詩や小説が成功するのは、詩人が体験したり感じたりしたことを、真に心の中で感じたように書いた場合だけです。今や様々な時代と様々な場所における経験と思想が人間に入り込んでいるので、ゲートのような偉大な人間のみが、個別的に生きているものを全体的な生命に結集することができるのです。にもかかわらず、けっして完全に成功したわけではないのですが、反対に、民間伝承や民間詩歌の場合には、私たちのために維持されるすべての部分は、全体の温度や中庸から吹き出て、常にその深度が追究されるものなのです。ほとんどの新人詩人は、いかに豊富かつ率直に個別的なものを一度に並べ立てたとしても、たいていは全体ということについて失敗しています。彼ら

は、本の代わりに才気に富んだ書評を提示しているにすぎません。叙事詩的な能力の欠如がジャン・パウルやアルニムにもみられるのは明らかですし、率直にいて私もまさにそうした状態にあるのです。しかしながらもっとひどいのは、現にあるまったく虚偽のほうです。これはカトリックの聖歌や、プロテスタントのカトリック化や、書式上および言語上の狼藉の中に見出されます。

【法的象徴と法の文法】

9頁。動物的な原状態という見解にはあえて言及されないか、あるいはそれについてもっと厳密に表明されたらよかった、と思いました。そこでの神性や奇跡について、人は堅く信じることを学んできましたし、これからももっと学ぶことでしょう。どこであろうと一様に。

そのあとで法的象徴について書かれていますね。これに属することがらについて、先生は10頁ではほとんど何も述べておられないようにみえます。法的象徴はなにか外見的に感覚的な記録として受け入れられるだけではなく、深く基本的な意味をもって事物と関連しているようにみえます。要するに、自然的な要素がそこに内在しているのです。先生は、法的象徴をまったく適切にも法の文法と呼んでおられます⁵⁾。言語においては、文字と語形（これらはもともと抽象化されたものです）が、そもそも事物そのものを指し示すのです。——古代イタリアの象徴についての簡略な書物のうち、どれが読まれるべきなのでしょう。「我々は新しい……において感じる」という文章は、まったく私の心にかなうものです。

【法の成長・自己形成・枯死と民族の意識】

11頁。法の成長・自己形成・枯死、および民族の意識に占める位置は、古い民間詩歌にもぴったり適合します。法と詩は、互いに説明し合うのです。政治的要素と技術的要素については、先生が12頁で述べておられますが、それらは古い民間詩歌とのちの職^{ボエジエ} 匠歌との対比に関して私が感じたり望んだりし

ているものと、まったくもってなんら別のものではありません(そうした職業や学校がどこにあるにせよ)。こうして後者を人為的なものと呼び、前者は自然的なものと呼ぶことができるでしょう。これはつまり自然的な法(13頁)のことであり、自然法とはまったく別のものです。この自然的な、あるいは神聖な、あるいは歴史的な法は、歴史的にのみ認識されることができます。なぜなら、私たちの固有の理性とは、鮮明には射すものの周囲を照らすことのない、一条の光線にすぎないからです。孤立した哲学も射したり暖めたり燃えたりしますが、歴史や自然史は至福に輝き隅々まで明るくするのです。「鮮明な境界設定は不可能にさえ見える」、このことを私はその機会に見通しておりました。創造の光景のような太古の追憶は、私たちにとっては無尽蔵ではあるものの、半ばは押さえ込み半ばは持ち上げるような慰安であり、いずれの道にせよ私たちが神に結びつけるものです。こうした自然法の研究は、例の偽造された自然法として、さらに高次の確固とした命題へと導かれるのです。

【慣習法という用語】

14頁。「慣習法」という用語は、慣習法なる言葉が法の原発生を表現せず、その発展や受容のみを表現するかぎりでは、まったく適合するわけではありません。これに反して、それは選び抜かれたわけでもなく、したがって表現されたわけではないものの、慣習という事実によって常に囲い込まれたり覆われているかぎりでは、非常に適合しています。先生は法について、これが重要ですが、至当にも次のように表明しておられます。「習俗や民間信仰によって、より一般的には静的に活動する内的な力によって生み出されるのであって、一人の立法者の恣意によってではない」と。言語においても、説明しがたいものの、常に語られ変遷する同様の素材があります。この素材に対しては、いかなる意識された人為的形成も一定の点を越えて影響をおよぼすことはできませんし、その素材については、人為的形成はこの範囲内で半ばは認識できても半ばは理解できないのです。

【法典への適用】

次に法典への適用です(18頁、19頁)。これもまったく私の感覚に適合します。しかし、私的作業か決議によるか国家権力によるかはともかく、法の蒐集が古ドイツの法から区別されることはまったくもって理解しがたい、という嬉しい御所見は、適切なものとはいえません。辞典に関しては、まだそれほど進んでいませんし、それは私的蒐集とみなされています。これに対しては、誰でも反対したり異議を唱えることができます。フランス人たちは、まずもって一般国法を彼らのアカデミーに導入したのです。とりわけ一般ドイツ法について前述したような需要(3頁)のほうが、すでに私たちの言語について当てはまることよりも、すなわち、すべてのドイツ人を拘束する共通の文章語よりも優れているなどと表現できるとは、いったい何事でしょうか。共通の文章語のかたわらには生き生きとした方言があり、そのいずれもが、共通の言語に潤いを与えたり生気を与えたりする権利と希望をもっているのですが。言語におけるラートロフやヴォルクによる(一部はすでにクロプシュトックやフォスによりなされていた)自分勝手に偽りの当てこすりは、私たちの^{ポエジー}詩歌においては罰すべきものとして現れます。私たちは^{メルヒェン}童話や^{ザーゲン}伝説の蒐集に参加したいと思います。エプコー・フォン・レプコー⁶⁾のように。「この法が古代からもたらされた我々の良き祖先であることに、私は気づかなかった」。しかしながら、^{ザーゲン}伝説についての学問的な確定や分類や意識的な混合といういずれにせよ別の側面(フリードリヒ・シュレーゲルは私に対してこのうちのどれかについて言いました)においては、異論が唱えられることでしょうし、いつでも異文や方言が誠実に取り扱われたり尊重されたりすることでしょう。蒐集するなら今のうちです。何世紀も前にはこのことは乱暴にみえたかもしれませんが、私たちは差し迫った没落の直前にこれに抗して蒐集することにおいて、エプコーにも似ているのです。偽りの編者や語り手また技術的な加工者に向けては、ベーコンの言葉⁷⁾がやはり正しいのです(21頁)。

【完全な法典編纂】

(22頁、23頁) 失われたものを現にあるものから技術的に見出すということは、言語や詩歌の歴史においてもまったく当てはまりますが、素材に影響をおよぼすものであってはなりません。そのうえ、すべてが書き留められたり蒐集されたりするわけではないし、固定された法と習俗との境界線を引くのも不可能です(先生が婚姻の例で証明されているように。46頁)。辞書にすべてを編纂することや、例えば辞書に間投詞を編入する場合のように不可能なのです。間投詞は、何人かの文法学者によって言語理論から完全に隔離されているためです。それに教会の贖罪や懺悔については、大いなる配慮をもって分類する人もいますが(たとえばヴォルムスの司教ブルカルト)、古ドイツの様々な刑罰的贖罪とほとんど同様に、当時は正当なものであったのです。のちには両者とも衰頹しました。詩作上の韻文様式が古くさくなったようにですが、とはいえ、法も芸術もそのことによって不完全なものになったわけではないのです。

【平凡なるものの危険性】

24頁。平凡なるものの危険性。理論はこのことによって悪くなりますし、実務も良くなりません。こうした損失を、前世紀の美学は持続的に産み出してきました。六脚韻が禁止されたり(非ドイツ的な響きがそこに含まれているにもかかわらず)、あるいは頭韻が新たに採用されたり(古い象徴というほどではないが)するほどには、ローマ法は見捨てられてはおりません。

【簡潔さと冗長さ】

25頁。簡潔さと冗長さ、についてはすばらしいですね。ドイツの法と言語における簡潔さへの要請は、韻を踏んでいないという点で、イタリアのメロディーに比して粗野であるとの非難のようです。後者については、フリードリ

ヒ・シュレーゲルがどこかで非常に上手に表明しています。短音節で畳み込むように単分節の言語が優れているのなら、中国語はギリシア語の優位に立つことでしょう。しかし明らかなことですが、言語の本質は、粗い響きと柔らかい響きとの、有機的なつまり計算不可能な混合にあるのであって、一文字たりとも私たちのアルファベットから抜き取って穴を開けることはできません(cでさえ、ckが示すように、kとはなにか違うものなのです)。このことはすなわち、言葉の速さや遅さについても主張できます。詩歌^{ポエジー}にとってはどちらも正当で必要ですし、押韻詩に明らかなように、まさに詩歌^{ポエジー}そのものが、二度繰り返したり三度繰り返したりすることに深く基礎づけられているのです。

【ローマ法の正当化】

第4節(27-36頁)は、ローマ法の正当化に関して、前節の続きといったところですね。その記述は私にもわかりやすいものでした。しかも御論文の目的にとって、ローマの安全性と緊密性をドイツの欠点や弱点に対置するかざりて、本節は説得力をもっているようです。

【ローマ法の導入】

ローマ法の、さらには古典的な文学および言語の、必然的な導入と、土着的なものの阻害(37頁以下)は、歴史的な事実^{ポエジー}に次ぐ事実であり、こうした事実^{ポエジー}は、そこから私たちに生じる損失および利得のあらゆる計量を超えて有力に存在するのです。それに付き物の落ち込みは、古代人は現代人より優れているかとか、ホメロスはニーベルンゲンを超えているかという不快な問いにも似て、私を閉口させるものです。私たちは比較することはできますしそうするべきでもあります、比較された事物のうちの一つに判決を下すことはできませんしそうすべきでもありません。したがって、ゲルマン法が阻害されていないこと^{ポエジー}に対置される歴史的な困難性を先生が指摘されたことを、私は嬉しく思いました。画一性(41頁)については、私は長年にわたる宿敵であり、コンスタン

ティヌスの結構な取り組みによってあらためて強められたところです。42頁と43頁は、私が前に3頁に関して述べたことを、はるかに的確に表明しておられますね。「我々の眼前で」という本節の末尾に対しては、何千もの感謝を捧げます。その際、詳しく思い出したのは、先生が1805年のパリで私におっしゃったことです。そのとき私たちはノートル・ダムの前を通り過ぎながら、新たに設けられた祝祭と顕職について、そのような下劣な行事が民衆にとっていかに空虚で根のない印象を与えるか、と話し合いましたね⁹⁾。民衆は詩歌においてもっばらこうした不可視のものに留意するのであって、一方について嘲笑するのを聞きながらも他方に対しては冷たい敬意によって何も語ろうとしないのに対応してますます強固に保持されるような、新しいものに留意するものではありません。

【カロリーナ法典】

次の節に関して述べるべきことはあまりなく、私も賛成です。52頁に関して、次の所見を付け加えるのみです。すなわち、カロリーナ法典⁹⁾以外にも、なお別の法典があり、とりわけ古ドイツや古ノルマンの法典は、言語的にみれば、それを超えてはるかに普及した、優れた多くのものをもっています、と。このことについて、先生はいずれ実例を手にされることでしょうか。法学がもう一度現実的なものとして機能するならば、言語はただちにあとを追い、積極的な利点として次のことに注目することになるでしょう。すなわち、粗悪な実務の時代に、結局は翻訳されないままラテン法典とフランス語の時代に入ってしまった、ということに。このことを言語は容易に閉め出します。もっとも、凡庸で力はないのに、現にある翻訳が残るであろうことを克服するのは困難ではあります。というのも、いうなれば、正しいかむしろ全然そうでないか、のいずれかだからです。ここでは言葉がことがらを示します。これについては24頁にありますね。

【三つの法典】

三つの法典¹⁰⁾に対する論評(54-110頁)は、御論文の全般的印象にとってはあまりに詳しすぎるようにみえるかもしれません。けれども私は異議なく受け入れます。先生は、主として法律家のために書かれたのですから。彼らのもとでは、そのことによっていっそう明白な効果が保障されることでしょう。でも先生は、おそらくはプロイセンの外側に立って、プロイセン・ラント法につき少々厳しく判断を下されているのではないのでしょうか。ベルリン大学は新しくて当時からとくに優遇されていたということを考慮するならば、フランクフルトとハレはその他のドイツの大学や法律家に匹敵しうるにもかかわらず(ハレにいる多くの外国人のゆえに)、この両大学は長期にわたってラント法の影響に苦しめられてきたといえるでしょう。フォイエルバッハ¹¹⁾は、私の知るかぎりでは、近頃オーストリア法典をドイツ人のために推薦しています。

【ゲルマン法】

提案がつづきます。118頁では、ゲルマン法も学ばれるべきだとあります。優秀な教授たちが、決定的に欠けているかもしれませんが、ここ3世紀のあいだに活躍したゲルマニステンのうち、正しい歴史的感觉をもって精励し成果を挙げた者を、私はそもそもまったく知りません。前世紀についてみても、たとえば二人のゲルマニステンつまりフーフェラントとルンデ¹²⁾には、そこから出発すべき古事¹³⁾についてのいかなる学識もまったく見出すことができません。彼らが努力したのは、その表面的な知識をただちに古事の使用や抄録に向けて脚色することでした。その際、フーフェラントのほうがルンデより才気がありましたが、両者ともこの分野への愛情はありませんでしたし、おそらくはその学問的な低さに対して秘かに嫌悪感をもっていたのです。より学識のある者、つまり詳細に精通している者として、私はドライヤーを評価しなければなりません。彼に欠落していたのは探求心だけでした。私にとって衝撃だったのは、

あるリューベック人が最近私に話してくれたことでした。すなわち、この善良な老人をドイツ普通法¹⁴⁾の規定上の非許容性についてのフーフェラントの論文がいかにかちのめしたかを、そして、彼の畢生の仕事が失われてしまったと悟ったことを話してくれたのです。とはいいいながら、ドライヤーのおそらくは不必要な構想はまったく別としても、その資料と検証の充実は、確実にフーフェラントの全著作以上の価値があったともいえるのですが。メーザー¹⁵⁾もニーダーザクセン人ですが、先生のためになんらかの言葉で彼を褒めるまでもないでしょう。奇妙なのは、この領邦がドイツ法に最も好意的であったことです。プレーメンの同業組合の親方についても良い論文がありますが(エルリクスは重要ではありません)、フリースラントとオランダの近辺からの資料によってきちんと説明されています。そこでは、固有の古事が、比類のないほどに学術的にまた尊敬の念をもって採用されていました。他方では、北方にもかなり近いのですが。マイントツのボードマンは、かつて古ドイツの法のために見事にまた熱心に蒐集をつづけてきました。私が彼について学んだもの(つまりジーベンケーの寄与により)は、その蔵書によく示されていますが、無味乾燥であまりに論争的なものであり、とりわけ時事的な側面に偏っています。アイゼンハルトの格言集やまたハルトアウスの註解集のような一連の蒐集物は、加工よりも資料のゆえに、良い書物になっています、等々。アイヒホルン¹⁶⁾を先生は褒めておられますが(ゲッティンゲンの人¹⁷⁾の息子ですか)、彼はドイツ法史のあとでは店を閉じることでしょう。つまり良いこととより良いことを果たすのです。打ち明けていえば、彼はまさにフーフーの方式に則して若干のものを切り分けてくれましたが、その意図においてとくに充分なものではありません。その第二巻を、私はたまたままだ読んでいないのですが。

【実務と学識】

121-123頁は、実務と学識についての御研究ですね。私たちは、法を言語や^{ザン}伝説と同置してきました。言語は語られ、^{ザン}伝説は伝えられたり歌われたりするのですが、習俗と法は維持されたり後見されたりします。裁き人つまり後見人

は、歌い人と同様に、共通の財産を管理します。老人や長老がそれに任じられるのですが、それは古代の王に任じられるのと同様です。しかし徐々に技術的要素が台頭してきて、関係が変化してきました。法律の守護者や蒐集者が上位に立ったのですが、詩人のうちでもとくに歌い人が歌謡を束ねるようにして、彼らは法律を束ねるのです(言語においては、法律や拘束や選択等々は、法と^{ゴエジエ}詩歌にとって意味的には一つのものなのです)。こうして発見者や国王の下に、裁き人が位置することになるのです。歌い人と裁き人は、民衆と一緒に^{ゴエジエ}なって詩歌と法を仲介するのです。けれども歌い人は演奏したり歌ったりするだけで、みずから発見することはありませんが、裁き人はまさにそれに参与するのです。似たような関係は、教会の司教と聖職者のあいだにもみられます。重要な事例では、司教や国王や詩人が、一段下に降りてきて、犠牲を捧げたり裁決を下したり歌を吟じたりするのです。しかし今日にいたっても人為的要素は常になお自然と混合されており、先の両者が上がってくる階段は、なお世俗的には、根本のところでは一緒につながっているのです。のちには技術はまったく剥げ落ちてしまいますが(もちろん同時にではありませんが、同置された身分のすべての者に一つの仕方)、たしかにその結果、第一の階段はだいたい単に人為的なものとなり、第二の階段では人為的なものと自然的なものと^{ゴエジエ}が、どちらも弱まりながら、一緒に混ざり合うのです。裁判官職の平均的な実務は、そこに由来するのです。こうして今や学生は、どのくらいまで到達するか否かはともかく、全体を分かちがたく学びそれ自体をつうじて中庸を得ることから出発するのではなくて、意識して半分を目指す¹⁸⁾ことになるのです。こうした状態について考えたのは、理論と実務は互いに配慮し合うべきではない、と私が申しあげたときでした。真の実務と真の理論の使命は、互いにとってなにか別ものであるのです。というのも、ローマ法には、私たちの混乱の時代(38頁)の影響のもとで、明らかに広範で法実務には限定されない使命が備わっており、これは文献学的な研究に属するからです。他方で、実務を意図することなしに、古ドイツの言語がドイツ法に向かうようなものですが、こうした影響にあって自由に妨害されずに運動したり発見したりすることは、それゆえに大学生活の主要目的なのです。しかし裁判官や牧師は、悟性こそ備えてい

るものの技術的理論には欠けているので、法律や聖書（123頁）をそれぞれの自治体のために適用することも解釈することもできません。なぜなら二つの要素の分離のゆえに、法の顧客も信仰の顧客も、古事にみられるのとは異なって、中庸からいずれかへ向かうのではなく、学んだり練習したりしなければならないからです。

【慣習法の目録】

慣習法の目録（132頁）は、私たちの歴史や古事にとっても、今日でもなお大いに望まれることでしょう。

【共通なるもの】

第10節は、私にとって歓迎すべきものでした。

【ティボーの提案】

ティボーについて、先生は第11節において無難に論じておられます。私は今日は彼の論文¹⁹⁾のために捧げました。それをすっかり読むためにです。その序文にみられる次のような表明は、私には不愉快なものでした。すなわち、彼は不本意にも、容易に流れゆくパンフレットの洪水に気づいた、というのです。あたかも、私たちの時代がこれに語りかけるに値しない、かのようにです。23頁では、6種の世界的薬剤の発明を理由として、薬理学における学識への、ほとんどくだらない（時代が彼の見解を完全に論破するかぎり）悪態が書かれています。私にとって最も腹立たしかったのは、41頁にある、私たちの法典を外部の有力な同盟諸国によって保証するということです。このことは彼の著作の他の個所とは調和しませんし、この上なく嫌悪すべきことでしょう。

法学雑誌の御計画²⁰⁾は、私には最も喜ばしいニュースでした。これにつき私

にも御配慮いただき、感激しております。私は、順調に、ゲルマン法から実に多数の資料を集めることができました。いずれこれにもとづいて、自分の本²¹⁾を書くことを考えています。しかし、そのための出版社を見つけることさえ難しいかもしれませんので、その雑誌が継続して成功と成熟が期待できるならば、私にとってはさらに嬉しいことです。もとより多くの書籍や書類をここには持ってきておりませんが、たまたま古ドイツ法に関連する主要な抜き書きを当地に持ってきておりますので、若干のものはすぐに清書できると思います。したがって、いつまでに必要かをお知らせいただければ、古ドイツ法の詩歌^{ホエグー}についての論文²²⁾に早速取りかかり、さらに若干の資料にも分け入りたいと思います。とくに注目すべきと思われるいくつかの資料（たとえば、殺人賠償金の事例についてのものですが、その中にはエッダやドイツの掟や、驚くべきことにオリエントの習俗までもが一緒くたになっています。その他クレンクルドについてのもの、等々）は、お知らせしてもいいと思います。最後に、語源学的研究からもあれこれお役に立ちそうなものがあります。しかしながら、どれを提供するとしても、率直に申して次の条件のもとにおいてのみです。すなわち、先生からみて私の仕事が印刷するに適當でなければ、御遠慮なく廃棄していただきたいのです。

先生のお手紙には、やっと半分しかお答えできておりません。というのも、私の返書を今日発送するように催促されているからです。もはやこれ以上躊躇するわけにはいきません。この返書は、どのみち御厚意に充分応えてはおりませんし。さらに詳しいことは、次の便に委ねましょう。先生の第二便も、ちょうど受け取ったところです。それから、見本刷りを友人のスミット（ブレーメンの市政府大臣）から返してもらって、ただちにアルブレヒト氏に譲り渡すことにしましょう。スミットには貸したばかりなのですが、さもないと預け放しになってしまいますから。

奥様には、私からの心よりの御挨拶をお伝えください。私はまだ滞在しなければなりません。

先生の忠実なヤーコプ・グリム

宛先：直近のお手紙と同様に、ケラー伯爵方、アレー小路79番地、カール教会気付（残念²³⁾）

訳注

- 1) Friedrich Carl von Savigny, Vom Beruf unsrer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, 1814. サヴィニー『立法と法学に対する現代の使命』、『ザヴィニー・ティボー法典論議』長場正利訳、『早稲田法学』別冊第1巻、1930年、65頁以下。この論文は、歴史法学派の「綱領論文」と呼ばれている。
- 2) フリードリヒ・カール・フォン・サヴィニーの長男、Carl Friedrich von Savigny のこと。
- 3) Anton Friedrich Justus Thibaut (1712-1840), Über die Notwendigkeit eines allgemeinen bürgerlichen Rechts für Deutschland, Heidelberg, 1814. ティボー『ドイツ一般民法典の必要性』、『ザヴィニー・ティボー法典論議』23頁以下。
- 4) グリムは、『立法と法学に対する現代の使命』を論評するに際して、逐一その頁数を挙げている。以下同様。
- 5) Grammatik des Rechts サヴィニーは慣習法に固有の「象徴的行為」または「形式的行為」を「法の独自の文法」と呼んだ。
- 6) Eike von Repgow (zwischen 1180 u. 1190-nach 1232) 『ザクセンシュピーゲル』の編纂者。
- 7) Francis Bacon (1561-1626) イギリスの哲学者であるが、法学に対しても一家言をもっていた。文中の「ベーコンの言葉」を、サヴィニーはラテン語から次のように訳出している。「法典編纂の事業は緊急な必要がある場合の外は為す可きではない、若し為す場合には従来有効なる法源に対しては特別な考慮を以て為す可きである、即ち先づこれ等の法源中の用ふ可き物の総てより文字的採用を為し、次にこれを全体として保管し断ずこれを参考に付す可きものである。然れど斯の如き事業は特に其の時代に於て教育及び知識が其れ迄の時代に比して高い場合にのみ企てらる可きものである、蓋し現代の無知が過去の著作物を毀損するが如きことは誠に悲しむ可きことであるが故である。」Baco, de fontibus juris, aphor. 59-64 (de augmentis scient. L.C.3). 『立法と法学に対する現代の使命』80頁参照。
- 8) サヴィニーは研究のため1804年12月2日にパリに到着したが、この日ノートル・ダム大聖堂ではナポレオンの皇帝戴冠式が挙行された。ヤコブ・グリムは、サヴィニーの研究を手伝うために翌1805年の1月末にパリに招かれた。「新たに設けられた祝祭と顕職」とは、ナポレオンの皇帝位戴冠を指す。サヴィニーとグリムは、後日大聖堂の前を通りかかって、このことを話し合った。
- 9) Lex Carolima, 1532 神聖ローマ皇帝カール五世によって制定された刑事訴訟法典。
- 10) 1804年の「コード・シヴィル」(ナポレオン法典)、1794年の「プロイセン一般ラン

ト法典」(プロイセン・ラント法)、1811年の「オーストリア一般民法典」(オーストリア法典)の、三つの自然法的法典を指す。

- 11) Paul Johann Anselm von Feuerbach (1775-1833)
- 12) Justus Friedrich Runde (1741-1807)
- 13) 「法古事」(Rechtssaltertümer) のこと。法古事とは慣習法に関する逸話や格言や象徴など言語的表現の一切をいう。グリムは1828年に『ドイツ法古事誌』(Deutsche Rechtssaltertümer) を出版して、ゲルマン法を中心に法古事の集大成を図った。
- 14) 「普通法」(Gemeinesrecht) とは、ドイツ(神聖ローマ帝国)の各領邦に共通の法のことであり、その法源は6世紀に東ローマ帝国のユスティニアヌス帝が編纂したローマ法大全(Corpus Juris Civilis)であった。
- 15) Justus Möser (1720-1794)
- 16) Karl Friedrich Eichhorn (1781-1854) 『ドイツ法史』(Deutsche Staats- und Rechtsgeschichte, 4 Bde., 1808, 1812, 1819, 1823) の著者。
- 17) ゲッティンゲン大学のフーゴー(Gustav Hugo, 1768-1844)を指す。サヴィニー自身が認めるように、メーザーもフーゴーも歴史法学の先駆者の存在であった。
- 18) 「意識して半分を(auf das Halbe)目指す」という表現は、学生が国家試験に通って「法曹」(Volljurist)になることを目標とせずに、大学で学んだだけの「半法律家」(Halbjurist)で満足してしまうことを意味すると思われる。
- 19) 『ドイツ一般民法典の必要性』のこと。
- 20) 『歴史法学雑誌』(Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft)の創刊のこと。1815年から刊行された。
- 21) 『ドイツ法古事誌』のことと思われる。
- 22) 『法の内なるポエジー』(Von der Poesie im Recht)と題して、『歴史法学雑誌』第2号(1815年)に収載された。
- 23) ここまで書いたところで、郵便馬車の出発時間になった。

〈解説〉

以上は、ヤーコプ・グリムよりフリードリヒ・カール・フォン・サヴィニーに宛てた書簡の試訳である。日付は1814年10月29日、発信地はウィーンである。

テキストには、Briefe der Brüder Grimm an Savigny, Aus dem Savignyschen Nachlaß, hrsg.v. Wilhelm Schoof, Berlin, Erich Schmidt Verlag, 1953 (S.171 ff.)を用いた。翻訳した個所のあとに、長い「追伸」が付いているが、これは省略した。手紙本文の前に、編者ショーフによる註釈があるが、この個所は〔 〕で括った。

【 】で括った小見出しは、原文にはなく、内容を勘案して訳者が付けたものである。隔字体の個所には傍点を付した。また、訳注は最小限に留めた。

この書簡は、編者の註釈からも伺えるように、サヴィニーが『立法および法学に対する現代の使命』を送付したことを受けての、グリムの返書である。1814年に、ハイデルベルク大学のアントン・フリードリヒ・ユステウス・ティボーは『ドイツ一般民法典の必要性』を公刊して、ドイツの各領邦に共通する民法典編纂を早急に推進すべきことを説いたが、サヴィニーはただちに上記の論文を書いて、立法の前提としての法学の確立を訴えた。いわゆる法典論争である。このことを契機に、サヴィニーは『歴史法学雑誌』を創刊し、「歴史法学」の樹立を宣言した。以後、『立法および法学に対する現代の使命』は、歴史法学派の綱領論文と呼ばれるようになった。

しかしながら、この歴史法学の立ち上げにヤコブ・グリムが深く関わっていたことは、ほとんど知られていない。グリムの書簡から、推測をも含めて、明らかになることを以下にできるだけ簡略に示す。

①サヴィニー綱領論文の最初の読者は、グリム兄弟であった。

ヤコブとヴィルヘルムのグリム兄弟は、マールブルク大学法学部に入学してサヴィニーの講義を聴いたが、それ以来、生涯にわたって家族的な交流を続けた。とくに兄のヤコブは、サヴィニーの信頼が厚く、サヴィニーのパリにおける在外研究に際して、助手として資料蒐集に協力している。こうした信頼関係があって、サヴィニーは、綱領論文の公表に先立って、グリム兄弟のそれぞれに「見本刷り」を送って、感想を求めている。

②ヤコブの返書は、綱領論文への書評であった。

ヤコブの書簡は、単なる礼状ではなく、サヴィニーの綱領論文につき、そのすべての節について逐一頁数を挙げながら論じており、最初の書評となっている。

③歴史法学についての、サヴィニーとグリムの相違がみられる。

サヴィニーの綱領論文が、ティボーの立法論を斥けてローマ法にもとづいたドイツ法学の体系化を目指すのに対して、グリムはティボー批判には同調する

ものの、むしろゲルマン法の歴史的研究の意義を強調する。歴史法学派は、ドイツ三月革命を前にロマニステン（ローマ法派）とゲルマニステン（ゲルマン法派）に分裂するが、そのきざしは、すでにこの手紙の時点で、サヴィニーとグリムの相違として認められる。

④グリムは、独自の「歴史法学」を構想していた。

グリムの書簡には、すでに『ドイツ法古事誌』（1828年）の構想がみられるし、『法の内なるポエジー』（1815年）の概略はできあがって、サヴィニーの求めに応じて『歴史法学雑誌』にすぐにも寄稿できる段階にあった。とくに後者は、サヴィニーの歴史法学が「法の科学」を目指すとするれば、グリムは「法の詩学」として、もう一つの歴史法学を推進する出発点となった。

⑤グリムは、法を歴史や言語と一体のものとする。

サヴィニーが法を学問（科学）として論理的に純化しようとするのに対して、グリムはあえて非論理的に、歴史と法と言語の一体性を追求する。グリムの歴史法学は、ゲルマン民族のアイデンティティーの確認へと向かう。

⑥法典論争は、ウィーン会議と並行しておこなわれた。

ティボーの立法論はもとより、サヴィニーによる法学の体系化も、グリムのゲルマン法的歴史法学も、ナポレオンによるヨーロッパ支配とそれからの解放戦争に直接結びついている。サヴィニーが研究旅行のためパリに到着したのは、ナポレオンの皇帝戴冠式の当日であったが、そこでの国民の熱狂ぶりをサヴィニーは目の当たりにしたはずである。後日、戴冠式の式場となったノートル・ダム聖堂の前をサヴィニーとグリムの師弟が通りかかったときの思い出が、グリムの書簡に記されている。やがてナポレオンはドイツ全土を占領し、解放戦争が起こり、ナポレオン後のヨーロッパの新秩序を構築すべく、1814年にウィーン会議が開かれた。このとき、サヴィニーは新設のベルリン大学の教授の地位にあり、またプロイセン皇太子の師傅に任じられていた。そしてグリムは、ヘッセン侯国の外交団の随員としてウィーン会議に派遣されていたのである。すなわち、サヴィニーもグリムも否応なく政治に巻き込まれていたものであって、法典論争も歴史法学も、ナポレオンの外圧の産物にはかならないのである。

グリムの書簡から読み取れることは、およそ以上のことがらである。その後、グリムはゲッティンゲンの七教授事件やゲルマニステン大会を経て、1848年の三月革命時には、フランクフルト国民議会の議員として、いわば自由主義的国民運動の象徴的な存在となった。またサヴィニーは、立法改訂大臣としてプロイセン王国の実質的な宰相になっていた。つまり、ゲルマニストとロマニストとしてだけでなく、政治的にも対立する立場にまで行き着くのであるが、もとより、これらのことは上記書簡の範囲外の出来事である。しかし、のちの歴史法学の分裂と政治的対立を予感させるものとして、その端緒となった書簡を紹介することの意義は大きいだろう。

訳者の力量もあって、翻訳の文章は日本語として決してこなれていない。だがグリムの文章は、言葉の象徴的な意味に乗って連想を広げていくものであり、論理的な文章というよりは詩的な文章であるので、説明的な翻訳をするか思い切った意識をするかしないかぎり、滑らかな翻訳は困難である。今回はどちらにも徹しきれずに、直訳調に留まった。他日を期したい。

もう一つ言い訳を付け加えれば、この書簡は明らかに急いで書かれたものである。グリム自身においても、当初は感想を記す程度に考えていたのかもしれないが、サヴィニーの綱領論文全体に対する書評論文のようになってしまい、時間を気にしながらも、自分の研究状況を知らせたいとの思いのあまり、言いたいことを一気に盛り込もうとしたのではないだろうか。

サヴィニーの論文を受け取って、グリムは急いで返事を書いた。しかし、郵便馬車が出発する時間が来てしまったので、手紙を渡さなければならない。やっと住所を書いたところで、時間切れとなってしまった。最後の「残念」(leider)という言葉は、グリムのあせりを端的に伝えている。

この書簡に直接に関係するものとして、いずれも私の中間報告にすぎないが、次のものを併せて参照いただければ幸いである。

ヤーコプ・グリム「法の内なるポエジー」堅田剛訳、『ドイツ・ロマン派全集』第16巻(グリム兄弟)国書刊行会、1989年

堅田剛『法の詩学——グリムの世界——』新曜社、1985年

「ヤーコプ・グリムの『ドイツ法古事誌』——ドイツ学と国学のあいだ——」『獨協法学』第57号、2005年

「グリム兄弟とゲッティンゲンの七教授事件」、伊坂青司・原田哲史編『ドイツ・ロマン主義研究』御茶の水書房、2007年

「サヴィニーとグリム——二つの歴史法学——」『獨協法学』第71号、2007年

『法のことば／詩のことば——ヤーコプ・グリムの思想史——』御茶の水書房、2007年